

岐阜県障がい福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱

第1 目的

岐阜県において、新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障がい福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第11項に規定する障害者支援施設において同条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第7項に規定する障害児相談支援事業及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体が運営するものを除く。

第3 事業内容等

- (1) 県は、県内の障害福祉サービス事業者等からの「障がい福祉分野のICT導入計画書」（様式1-1、様式1-2）に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。
- (2) 本事業によりICTを導入する障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス事業所等において、ICTを導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、県に報告する。
- (3) 県は本事業によりICTを導入した障害福祉サービス事業者等に対し、障害福祉サービス事業所等におけるICTの導入状況について、「障がい福祉分野のICT導入実績報告書」（様式2-1、様式2-2）により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに報告を求める。

第4 補助額

1事業所あたり上限100万円

第5 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サービス費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。
- ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのW i - F i 環境の整備費やインカムなど、I C T 技術を活用したものを対象とする。また、新型コロナウイルス感染防止のため、施設等利用者と関係者とのオンラインによる面会や、在宅介護の利用者と事業所とのアクセスのために必要な環境整備等についても対象とする。この場合、本事業の対象が障害福祉サービス事業者等であることを踏まえて、在宅介護の利用者が必要な機器等については、障害福祉サービス事業者等が取得し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を行う。
- ※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

第6 その他

補助対象経費のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象としない。

第7 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。